

議案第49号

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年10月1日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正
する条例

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

別表第2中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第3中「510円」を「520円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第4中「2,110円」を「2,150円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新 | | 旧 | |
|--------------------------------|---------------|---|---------------|
| (委任) 第16条 略 | | (過料) 第16条 教育委員会は、第4条各号に掲げる施設の利用に際し、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。 (1) 第8条第1項の許可を受けないで使用した者 (2) 第11条の規定に違反した者 (3) 第12条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反して使用した者 | |
| | | 2 偽りその他不正の方法により使用料の徴収を免れた者に対しては、前項の規定にかかわらず、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。 (委任) 第17条 略 | |
| 別表第2（第13条関係） 大口町スポーツ施設の利用料金 | | 別表第2（第13条関係） 大口町スポーツ施設の利用料金 | |
| | 時間 2時間当たりの基準額 | | 時間 2時間当たりの基準額 |
| 区分 | | 区分 | |
| 大口町野球グラウンド | 620円 | 大口町野球グラウンド | 610円 |
| 大口町テニスコート (1面) | 310円 | 大口町テニスコート (1面) | 300円 |
| 大口町総合運動場テニスコート(1面) | 310円 | 大口町総合運動場テニスコート(1面) | 300円 |
| 大口町総合運動場多目的運動場 | 620円 | 大口町総合運動場多目的運動場 | 610円 |
| わかしゃち国体記念運動公園 | 620円 | わかしゃち国体記念運動公園 | 610円 |
| 河北グラウンド | 620円 | 河北グラウンド | 610円 |
| 秋田グラウンド | 620円 | 秋田グラウンド | 610円 |
| 備考 略 | | 備考 略 | |

| 新 | | | 旧 | | |
|--|---------|---------------|--|---------|---------------|
| 別表第3（第13条関係） 大口町屋内運動場の利用料金 | | | 別表第3（第13条関係） 大口町屋内運動場の利用料金 | | |
| 区分 | 時間 | 1時間当たりの基準額 | 区分 | 時間 | 1時間当たりの基準額 |
| 運動場 | | <u>520円</u> | 運動場 | | <u>510円</u> |
| 照明 | | <u>260円</u> | 照明 | | <u>250円</u> |
| 備考 略 別表第4（第13条関係） 大口町総合運動場夜間照明施設利用料金 | | | 備考 略 別表第4（第13条関係） 大口町総合運動場夜間照明施設利用料金 | | |
| 施設名 | 単位 | 基準額 | 施設名 | 単位 | 基準額 |
| 多目的運動場 | 1時間 | <u>2,150円</u> | 多目的運動場 | 1時間 | <u>2,110円</u> |
| テニスコート | 1時間（1面） | <u>310円</u> | テニスコート | 1時間（1面） | <u>300円</u> |
| 備考 略 | | | 備考 略 | | |

改正要旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町スポーツ施設の利用料金についての改正及び所要の整備をするものです。

2 改正の概要

大口町スポーツ施設の利用料金について、平成26年4月に消費税率が5%から8%になったとき、それまでの利用料金額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てました。）を利用料金算定の基準額として、その額に100分の108を乗じ、10円未満を切り捨てることで利用料金を決めました。

今回の改正においては、その基準額に100分の110を乗じて得た額を利用料金として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。